

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 4 号

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第65号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、報酬・賃金管理システムを利用して報酬又は賃金の支給及び社会保険料の支払の事務を処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、報酬・賃金管理システムを利用して報酬、賃金又は費用弁償の支給及び社会保険料の支払の事務を処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>	
用語	意義	用語	意義
略		略	
報酬・賃金管理システム	報酬、賃金及び社会保険料の計算、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織	報酬・賃金管理システム	報酬、賃金、費用弁償及び社会保険料の計算、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織
報酬・賃金管理者	出納局総務事務センター長	報酬・賃金管理者	<p>1 <u>知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会、議会及び教育委員会の各事務部局並びに学校を除く教育機関については、出納局総務事務センター長</u></p> <p>2 <u>県立学校及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員が勤務する学校（以下「市町村立学校」という。）については、教育委員会事</u></p>

改正前		改正後	
			務局教職員課長
略		略	
各所属	財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各課、 <u>現地機関及び公の施設</u>	各所属	財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各課、 <u>現地機関（支所、分場等については、別に指定するものに限る。）</u> 、 <u>公の施設及び市町立学校</u>
<p>2 略</p> <p>（報酬等に係る歳出予算の執行限度額の指示）</p> <p>第3条 予算所掌課長は、報酬又は賃金及び社会保険料（以下「報酬等」という。）について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を報酬・賃金管理者に指示しなければならない。</p> <p>（報酬又は賃金の支出手続等）</p> <p>第8条 報酬又は賃金の支出は、財務規則第72条第1項各号に掲げる者（以下「資金前渡職員」という。）の預金口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、資金前渡・概算払整理簿（財務規則様式第67号）の作成を省略することができる。</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、報酬又は賃金の支出は、非常勤職員又は日々雇用職員から申出があった場合には、その者の預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うことができる。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。</p> <p>（報酬又は賃金の支払、精算等）</p> <p>第9条 資金前渡による報酬又は賃金の支払は、各所属の資金前渡職員が行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員又は日々雇用職員に報酬又は賃金の支払をしようとするときは、職員別給与簿を作成し、それぞれ当該職員の受領印</p>		<p>2 略</p> <p>（報酬等に係る歳出予算の執行限度額の指示）</p> <p>第3条 予算所掌課長は、報酬、賃金又は費用弁償及び社会保険料（以下「報酬等」という。）について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を報酬・賃金管理者に指示しなければならない。</p> <p>（報酬、賃金又は費用弁償の支出手続等）</p> <p>第8条 報酬、賃金又は費用弁償の支出は、財務規則第72条第1項各号に掲げる者（以下「資金前渡職員」という。）の預金口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、資金前渡・概算払整理簿（財務規則様式第67号）の作成を省略することができる。</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、報酬、賃金又は費用弁償の支出は、非常勤職員又は日々雇用職員から申出があった場合には、その者の預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うことができる。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。</p> <p>（報酬、賃金又は費用弁償の支払、精算等）</p> <p>第9条 資金前渡による報酬、賃金又は費用弁償の支払は、各所属の資金前渡職員が行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員又は日々雇用職員に報酬、賃金又は費用弁償の支払をしようとするときは、職員別給与簿を作成し、それぞれ当該職</p>	

改正前	改正後
<p>を徴しなければならない。ただし、非常勤職員又は日々雇用職員が口座振込みにより報酬又は賃金の支払を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 各所属の資金前渡職員は、報酬又は賃金の支払が完了したときは、直ちに別に定める様式の資金前渡精算書を作成し、報酬・賃金管理者に提出しなければならない。ただし、零精算の場合には、資金前渡精算書の作成を省略することができる。</p>	<p>員の受領印を徴しなければならない。ただし、非常勤職員又は日々雇用職員が口座振込みにより報酬、賃金又は費用弁償の支払を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 各所属の資金前渡職員は、報酬、賃金又は費用弁償の支払が完了したときは、直ちに別に定める様式の資金前渡精算書を作成し、報酬・賃金管理者に提出しなければならない。ただし、零精算の場合には、資金前渡精算書の作成を省略することができる。</p>

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行し、同日以後に支給する費用弁償から適用する。